

■景観形成重点地区を除く地域において届出を要する行為

行 為		対象となる規模
建 築 物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩の変更を変更 することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さが13m、又は延べ床面積が1,000㎡を 超えるもの
工 作 物	新設、増設、改造、移転、外観を 変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	高さが10m、又は築造面積が1,000㎡を超 えるもの (建築物と一体のとき) 高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合 計が10mを超えるもの
土地の区画形質 の変更	都市計画法第4条第12項に規定 される開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの (ただし宅地分譲を除く)
法面・擁壁 の設置	上記の開発行為に伴う法面・擁壁 の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの

■広瀬川河畔景観形成重点地区内において届出を要する行為

行 為		対象となる規模
建 築 物	新築	地区内で行うもの全て
	増築、改築、移転	増築・改築・移転にかかる床面積の 合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することと なる修繕または模様替、 色彩の変更	変更部分が5㎡を超えるもの
工 作 物 ・ 建 築 設 備	門、垣、柵、塀、擁壁 その他これらに類するもの	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路 に面する部分に設置するもので、 高さ1mを超えるもの
	記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの	地区内で設置するもので、 高さ4mを超えるもの
	立体(機械式)駐車場 立体(機械式)駐輪場 (※建築物に該当するものは除く)	同上
	自動販売機	同上
	物 置 (※建築物に該当するものは除く)	同上
	太陽光発電設備	同上
平面駐車場	新設 増設	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路 に面する部分に設置するもので、駐 車台数が5台以上のもの
資材置き場	新設 増設	広瀬川及び河畔緑地、地区内の道路 に面する部分に設置するもので、行 為に係る土地の面積が50㎡を超える もの
土地の区画形質の変更	都市計画法第4条第12項 に規定される開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの (ただし宅地分譲を除く)
法面の設置	上記の開発行為に伴う 法面の設置	高さが5mかつ長さが10mを超える もの

※ 増改築にあたっては増改築部分が当該規模に該当する場合、届出が必要となります。

※ 屋外広告物は、前橋市屋外広告物条例の規定による届出または許可申請が必要です。